

要求仕様書

1 業務名

大分県電子資料閲覧用タブレット等の賃貸借契約

2 使用目的

大分県庁舎本館、別館、新館において資料閲覧用タブレットとして利用する。

3 借入物品及び数量

タブレット型端末：35台

4 納入期限及び納入場所

3の借入物品を令和7年8月21日（木）までに下記納入先の場所に納入すること。

納入先

大分県総務部デジタル政策課基盤システム管理班

〒870-8501

住所：大分県大分市大手町3丁目1番1号

電話：097-506-2072

FAX：097-506-1845

5 物品の仕様

(1) 機能、性能等に関する仕様

以下の条件をすべて満たしているものであること。

タブレット型 端末	機種	iPad Air（第6世代）
	OS	iPadOS18以上であり、かつ納入時における最新バージョンが適用されていること
	本体の色	指定なし（全て同色とすること）
	データ通信方式	Wi-Fiモデル
	画面サイズ	13インチの液晶ディスプレイであること
	内蔵メモリ容量	128GB以上
	その他	➤ 内部記録媒体が取り外せないこと。あるいは取り外しができないような対策を講じること。 ➤ 純正充電器、USBコードなどタブレット端末に標準で同梱されている付属品はすべて納入すること。
その他付属品	タブレット本体カバー	➤ iPad Air（第6世代）の13インチ専用のもので、液晶画面及び背面の保護ができ、スタンド機能を有していること。 ➤ メーカーは指定せず、メーカー純正品でなくても可とする。
	画面保護フィルム	➤ iPad Air（第6世代）の13インチ専用のもので、液晶画面の保護ができるもの。

(2) 機能、性能等以外の仕様

タブレット及び付属品は、全て新品かつ同一の機種で納品すること。

6 賃借期間中における機器の補償及び保守

納入した機器を常時正常に動作するよう保守をおこなうこと。保守条件の詳細については別添「保守条件書」のとおり。

7 初期設定、配送設置、設定作業

(1) 付属品の画面保護フィルムを液晶画面に貼った状態で納品すること。

(2) 大分県のA B Mと端末の紐づけ等のサポートを行うこと。初期設定、アプリケーションのインストール、ネットワーク設定等はデジタル政策課が行う。

(2) デジタル政策課が指定する場所へ配送し開梱・配置すること。梱包材等不要物は、デジタル政策課が別に指示しない場合は全て持ち帰ること。

8 標識・シール貼付作業

リース会社名、賃貸借期間、故障時の連絡先を印字した標識シールを本体に貼付すること。

シールの例

リース物件 所有者：〇×リース株式会社 賃貸借期間：R7.9.1～R12.8.31 故障時連絡先：△□株式会社 電話 XXX-XXX-XXXX
--

9 回収及びデータ消去作業

(1) 契約の終了後または解除時、30日以内にタブレットが配備された所属に出向き、回収すること。

(2) 回収したタブレットはNIST SP800-88rev.1のフラッシュメモリベースのストレージデバイスの除去にあたる方法により内蔵記憶装置のデータ読み出しが出来ないように処理を行うこと。作業場所は盗難、不正アクセス等の恐れが無い、受託者の任意の場所でよい。作業前に作業手順計画書（別紙3）を提出すること。

(3) 削除作業完了後、作業完了報告書（任意様式）をデジタル政策課へ提出すること。